

菊池市都市計画審議会公開実施要領

制定 平成24年2月16日都市計画審議会会長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は菊池市都市計画審議会の会議（以下「会議」という。）の公開について必要な事項を定めるものとする。

(公開の基準)

第2条 会議の公開は、菊池市都市計画審議会運営規則（平成22年規則第5号）第5条の規定によるものとする。ただし、次に該当するときは会議を公開しないことができる。

- (1) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(傍聴の手続き)

第3条 会議の開催日、会場、付議予定案件、傍聴人申込手続きについては、事前に告示をするものとする。

- 2 会議を傍聴することができる者（以下傍聴人という。）の定員は10人とする。
- 3 会議の傍聴を希望する者は、所定の申込書に会議の3日前までに申込手続きを行うものとする。ただし、申込手続き日は土、日、祝日を除くものとする。
- 4 傍聴人の決定は、申込の順とし、定員に達したところで決定とする。
- 5 傍聴人は、傍聴人受付簿に自己の住所、氏名を記載し、会議10分前迄に入場するものとし、会議中はいかなる事由があっても会場に入ることはできない。

(傍聴人の遵守事項)

第4条 傍聴人は傍聴席において、次に掲げる事項を守らねばならない。

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、賛成、反対の意向等の意思表示をしないこと。
- (2) はり紙、旗その他会場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯しないこと
- (3) たすき、はちまきの類を身につける等示威的行為を行わないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音、携帯電話等の通信機器の使用等をしないこと。
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (6) その他会議中の秩序を乱し又は、議事を妨害するような行為をしないこと。

(審議会の秩序の維持)

第5条 会長は、傍聴人が前条の規定に違反した場合は、退場させることができる。

附 則

この要領は平成24年 4月 1日から施行する。